

地域経済及び企業動向に関する情報収集等実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地域経済及び県内企業の動向等について、企業の生の声を中心に直接把握し、地域の状況に応じた迅速かつ的確な商工施策及び労働施策の企画立案及び推進を図るため、産業労働政策課及び地域振興センター（以下「センター」という。）が行う情報収集並びにその活用方策について定めることを目的とする。

(情報収集・情報提供スキーム)

第2 地域経済及び県内企業の動向等に関する情報収集並びに情報提供は、次の方法により実施する。

- (1) 地域経済及び県内企業の動向等に関する情報収集は、「企業訪問」、「埼玉県四半期経営動向調査」、「地域経済情報」及び「緊急時情報収集」により実施する。
- (2) 県内企業への商工施策及び労働施策の情報提供は、県ホームページを積極的に活用する。また、企業訪問や埼玉県四半期経営動向調査等に際し、適宜、パンフレットの配布や相談窓口の紹介などを通じて、国や県の各種施策の周知に努めるものとする。

(企業訪問)

第3 地域企業への商工施策及び労働施策の周知並びに企業の経営・雇用動向及び行政への要望等を直接把握し、地域の状況に応じた迅速かつ的確な施策展開を図るため、センター職員による企業訪問を実施する。

- 2 各センターは、庁内関係課室の希望を考慮するほか、必要により商工団体等の意見を聴取し、所在市町村、業種、地場産業、企業規模等を考慮して幅広く訪問企業を選定する。
- 3 企業訪問に当たっては、企業経営者や事業所長など経営、人事・労務責任者を直接訪問し、企業の経営・雇用動向及び行政への要望等について面談し、収集した情報を庁内関係課に提供する。

(埼玉県四半期経営動向調査)

第4 県内主要業界・業種の景況について現状と見通しに関する調査を行い、中小企業等の経営動向を定期的かつ重点的に把握するため、埼玉県四半期経営動向調査を実施する。

- 2 調査対象業種及び調査対象企業数は、年度当初に産業労働政策課長が別途定める。
- 3 調査実施時期及び調査対象期間については、下表のとおりとする。

	調査実施時期	調査対象期間
第1 四半期調査	毎年度 6月	毎年度 4～ 6月
第2 四半期調査	毎年度 9月	毎年度 7～ 9月
第3 四半期調査	毎年度 1 2月	毎年度 10～ 1 2月
第4 四半期調査	毎年度 3月	毎年度 1～ 3月

4 調査は、アンケート及びヒアリングの方法により実施する。

(1) アンケート調査

アンケート調査は、第4の2で定めた業種ごとに調査票を郵送することにより実施する。なお、調査票の様式は、調査ごとに産業労働政策課長が別途定める。

(2) ヒアリング調査

ヒアリング調査は、第4の2で定めた業種ごとに、産業労働政策課とセンター（南部地域振興センター及び南西部地域振興センターを除く。第4については以下同じ。）が共同して実施する。

ア 調査先の選定

調査先の選定は、年度当初に各センターと協議の上、産業労働政策課長が決定し、原則として継続的に調査することとする。

イ 調査日時等の調整

産業労働政策課は、すべての調査先と調査の日時等を調整し、日時等が決定した場合は、速やかに各センターへ報告することとする。

ウ 調査の実施

産業労働政策課と各センターは、原則として調査に同席することとする。

なお、業務の繁閑などの事情により調査の実施が困難な場合にあっては、両者で別途必要な調整を図るものとする。

エ 調査結果の取りまとめ

産業労働政策課は、調査結果を調査先ごとに、調査票に取りまとめ、各センターに内容確認を求めるものとする。

各センターは、調査票の内容に加筆・修正等を要すると判断した場合は、速やかに産業労働政策課へ報告するものとする。

なお、調査票の様式は、調査ごとに産業労働政策課長が別途定める。

5 調査項目は、主に次に掲げる事項とし、(1)から(3)の項目についてはそれぞれ当期（調査実施月を含む過去3か月間）の状況と来期（今後3か月間）の見通しとする。

- (1) 経営者の景況感
- (2) 売上げ・資金繰り・採算
- (3) 設備投資動向
- (4) 調査ごとに産業労働政策課長が定める事項

6 埼玉県四半期経営動向調査の結果は、産業労働政策課が取りまとめ、公表するものとする。

(地域経済情報)

第5 センターは、次に掲げる事項について情報を得たときは、速やかに関係する課室及び産業労働政策課に報告するものとする。

- (1) 企業の倒産・廃業
- (2) 工場の閉鎖など事業所の撤退
- (3) 大量解雇
- (4) 事業所の県外移転
- (5) 新規事業の展開、事業所の拡張
- (6) 大企業の進出
- (7) 大規模な新規採用
- (8) 産業労働行政への要望
- (9) その他センターが必要と判断した事項

2 報告を受けた課室は、必要に応じて、前項の報告をしたセンターとともに対応策を検討するものとする。

(緊急時情報収集)

第6 産業労働政策課長は、諸般の経済情勢の変化により、緊急に地域の情報収集が必要と判断した事項について、各センターに対し、情報収集を依頼することがある。各センターは、企業訪問又は電話などにより情報を収集し、速やかに結果を産業労働政策課へ報告する。

なお、対象業種、対象企業数及び様式等については必要に応じて産業労働政策課長が別に通知する。

(企業情報の共有)

第7 産業労働政策課は、産業労働部及び産業労働に関する業務に携わる地域振興センターの職員等が企業への各種施策の周知や協力依頼を円滑にできるよう、部内各課の企業向け支援策の利用状況を企業ごとに整理し、共有を図ることとする。

(連携)

第8 産業労働政策課、センター及び関係する課室は第1の目的を達成するため円滑な連携を図るよう努めるものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるほか、地域経済及び企業動向に関する情報収集等の実施に必要な事項については、産業労働政策課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年6月20日から施行する。

2 次に掲げる要綱等は、廃止する。

- (1) 労働商工センター企業訪問実施要綱
- (2) 県内中小企業経営動向調査実施要領
- (3) 地域経済情報の取り扱いについて

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。